

要支援者のデイサービスなどの名称を変更しました

4月から、要支援1・要支援2の人が利用するデイサービスとホームヘルプサービスの名称を、次のように変更しました。

■デイサービス

3月まで 4月から  
介護予防通所介護 → 通所介護相当サービス

■ホームヘルプサービス

3月まで 4月から  
介護予防訪問介護 → 訪問介護相当サービス

これは、4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」(新しい総合事業)を開始するとともに、これらのサービスを新しい総合事業の第1号事業(通所型サービス、訪問型サービス、介護予防ケアマネジメント)へ移したことによるものです。新しい総合事業の開始により、要支援非該当者の一部(事業対象者)も通所介護相当サービスなどを利用できるようになりました。

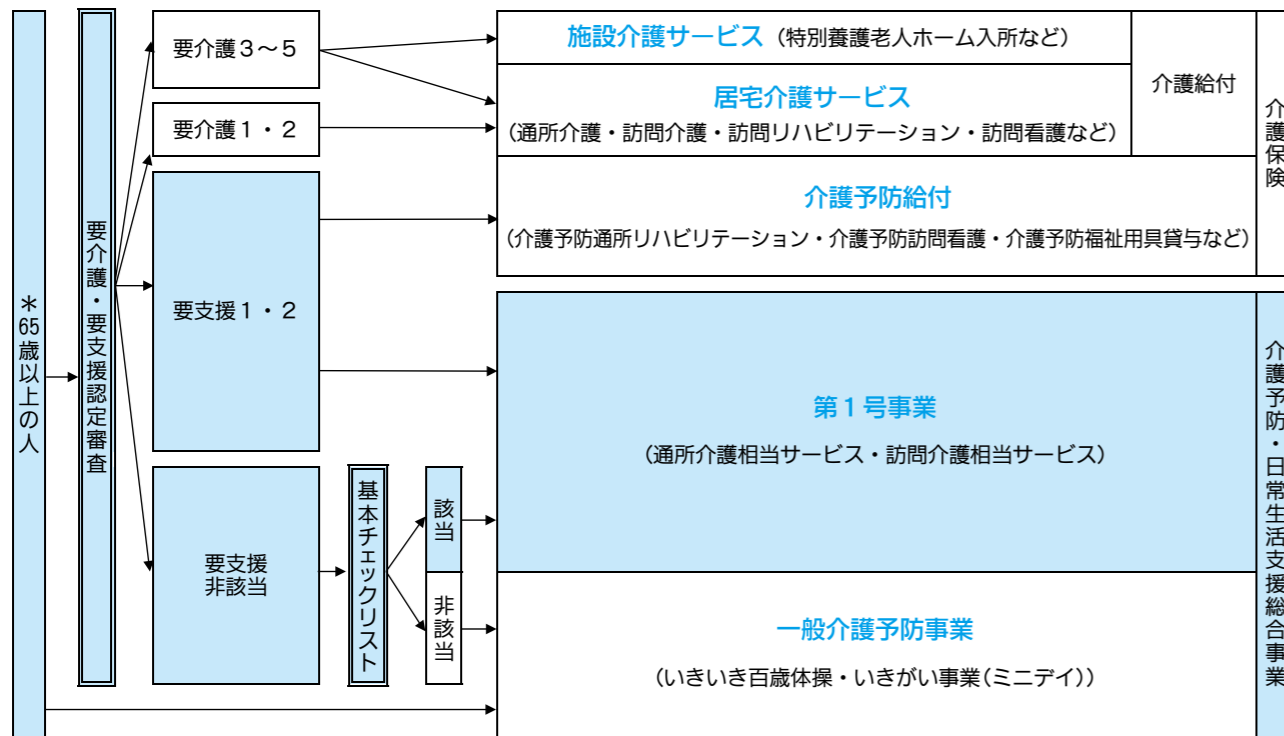
利用の仕方や利用のできる事業所などは、基本的に今までと同じです。「介護保険(総合事業)利用者負担額免除決定通知書兼利用者負担額免除証明書」(免除証明書)の交付を受けている人は、4月から通所介護相当サービスなどの利用者負担額も免除されます。

そのほかの介護予防給付(「介護予防通所リハビリテーション」「介護予防訪問看護」「介護予防福祉用具貸与」など)は、今までと同じ名称です。要介護1から要介護5の人が利用するデイサービスやホームヘルプサービスの名称も、今までどおりそれぞれ「通所介護」と「訪問介護」です。

利用手続の流れは、下図のとおりです。詳しくは、健康福祉課または広野町地域包括支援センターへお問い合わせください。

問 健康福祉課 保険年金係 ☎0240-27-2113  
広野町地域包括支援センター ☎0240-27-1885

要支援者のデイサービスなどの利用手続



\*65歳未満の人であっても、40歳以上で特定の疾病を有する場合は、要介護1~5の認定を受けると介護給付を利用できます。また、要支援1・2の認定を受けると介護予防給付や第1号事業を利用できます(一般介護予防事業の利用は65歳以上の人のみ)。

聴覚障がい者相談会 耳に関する相談を受け付けます

福島県主催の聴覚障がい者相談会が開催されます。(本年度は広野町での開催はありませんのでご注意ください)

耳が聞こえにくくなってきた、補聴器を使ってみたい、耳鳴りがひどいなど、耳に関する相談を受け

付けます。

相談会は各会場とも事前予約制となっておりますので、相談会に出席したい方、詳しい内容を知りたい方は、広野町役場健康福祉課までお問い合わせください。

■開催予定日・会場

開催予定日	会場
平成29年5月23日(火)	西会津町
平成29年6月6日(火)	川内村
平成29年9月5日(火)	昭和村
平成29年9月21日(木)	南会津町(旧南郷村)
平成29年10月17日(火)	北塩原村
平成29年11月7日(火)	田村市(旧常葉町)

※会場の詳しい情報は、広野町役場健康福祉課までお問い合わせください。

※受付時間は、各会場とも午後1時から午後3時までとなります。

■相談会への参加について

相談会への参加は、広野町役場への事前申し込みが必要です。参加を希望される方は、健康福祉

課までご相談ください。また、会場までの移動は各自で対応願います。

問 健康福祉課 保健福祉係 ☎0240-27-2113

平成29年工業統計調査を実施します 経済産業省・都道府県・市区町村



○平成29年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成29年6月1日時点で実施します。

○工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

○調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。

○調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。

○調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしく願います。

問 復興企画課 企画振興係  
☎0240-27-1251



工業統計キャラクター  
コウちゃん